

令和 8 年 6 月
令和 8 年 第 4 回 栃 木 市 議 会 定 例 会
議 案 説 明 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 5号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
報告第 6号	令和7年度栃木市一般会計継続費繰越計算書	
報告第 7号	令和7年度栃木市一般会計繰越明許費繰越計算書	
報告第 8号	令和7年度栃木市平川産業団地特別会計繰越明許費繰越計算書	
報告第 9号	令和7年度栃木市水道事業会計予算繰越計算書	
報告第10号	令和7年度栃木市下水道事業会計予算繰越計算書	
報告第11号	放棄した債権の報告について	
報告第12号	一般財団法人栃木市農業公社の令和8年度事業計画書の提出について	
議案第62号	令和8年度栃木市一般会計補正予算（第1号）	別冊
議案第63号	令和8年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第64号	令和8年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）	別冊
議案第65号	栃木市汚泥再生処理センター設置運営事業者審査委員会条例の 制定について	3
議案第66号	栃木市監査委員に関する条例及び栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に 関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第67号	工事請負契約の締結について（栃木文化会館大規模改修建築工事）	8
議案第68号	工事請負契約の締結について（栃木文化会館大規模改修電気設備工事）	19
議案第69号	工事請負契約の締結について（栃木文化会館大規模改修機械設備工事）	27
議案第70号	工事請負契約の締結について（栃木文化会館大規模改修舞台設備工事）	35
議案第71号	財産の取得の変更について（中学校屋内運動場空調設備）	45
議案第72号	訴えの提起について	47
議案第73号	土地改良事業の施行について（鷲巣溜（下）地区）	50
議案第74号	副市長の選任につき同意を求めることについて	53
議案第75号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	55

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

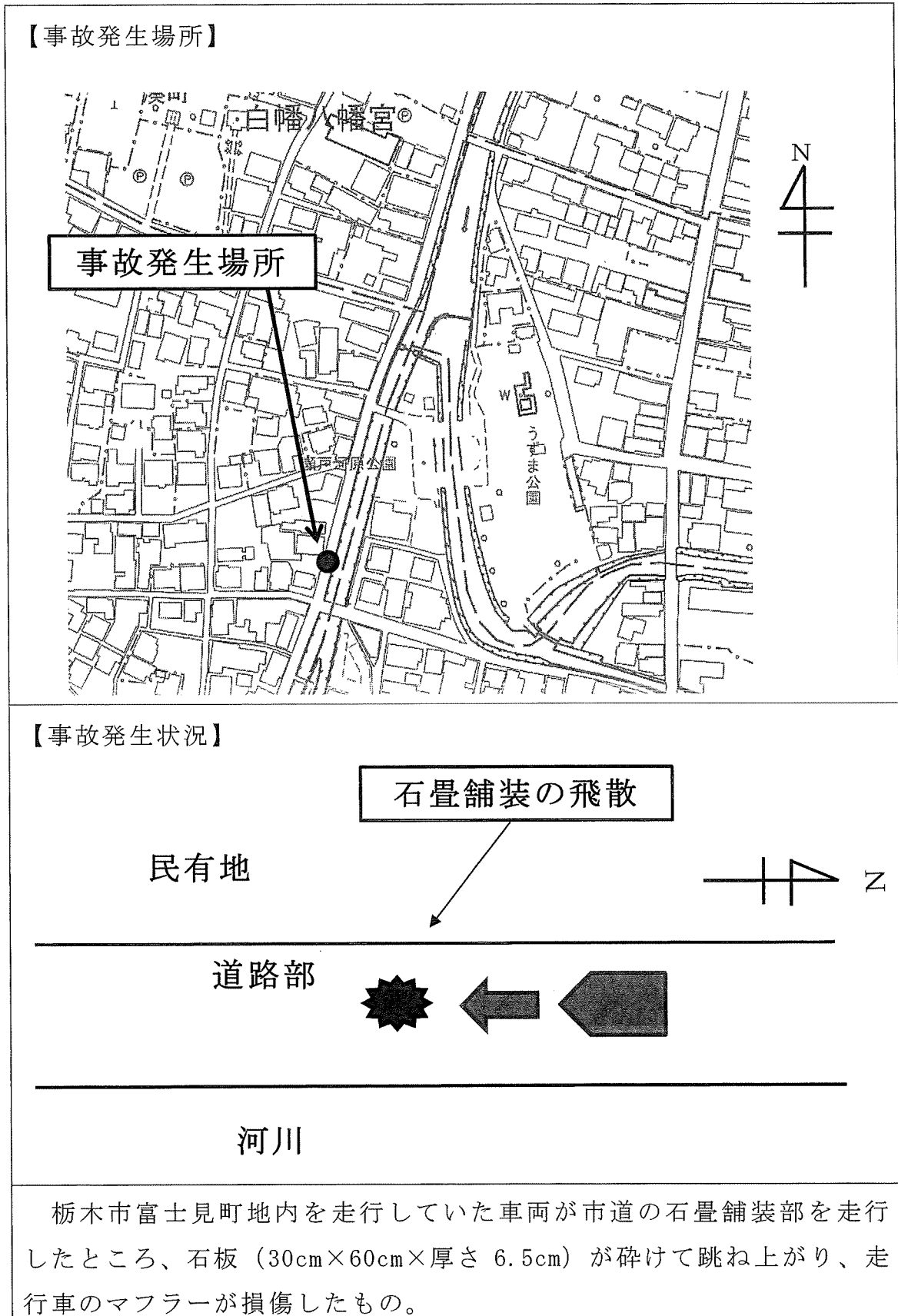
市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

- 1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めると。
- 2 以下略

専決第 1 3 号



栃木市汚泥再生処理センター設置運営事業者審査委員会条例の
制定について

提案理由

栃木市汚泥再生処理センターの設置及び運営を行う事業者の選定に係る審査等を行う附属機関として、栃木市汚泥再生処理センター設置運営事業者審査委員会を設置するため、栃木市汚泥再生処理センター設置運営事業者審査委員会条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

(監査委員事務局)

議案第 6 6 号

栃木市監査委員に関する条例及び栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市監査委員に関する条例及び栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市監査委員に関する条例の一部改正
引用条項を改めること。(第 2 条関係)
- 2 栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正
引用条項を改めること。(第 6 条関係)

[参照条文]

議案第 6 5 号と同じ。

議案第66号（監査委員事務局）

栃木市監査委員に関する条例及び栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部

現 行

【栃木市監査委員に関する条例の一部改正】

（請求及び要求による監査）

第2条 法第75条第1項及び法第242条第1項の規定による監査の請求又は法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項並びに法第243条の2の8第3項の規定による監査の要求があったときは、監査委員は、7日以内に監査に着手しなければならない。

【栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正】

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

改 正 案

【栃木市監査委員に関する条例の一部改正】

(請求及び要求による監査)

第2条 法第75条第1項及び法第242条第1項の規定による監査の請求又は法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項並びに法第243条の2の9第3項の規定による監査の要求があつたときは、監査委員は、7日以内に監査に着手しなければならない。

【栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正】

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

工事請負契約の締結について

提案理由

工事請負契約を栃木市片柳町2丁目14番39号館野・栃木アンカー特定建設工事共同企業体代表者館野建設株式会社代表取締役横田雄作と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規

定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(参考)

工 事 名 栃木文化会館大規模改修建築工事

工事場所 栃木市旭町地内

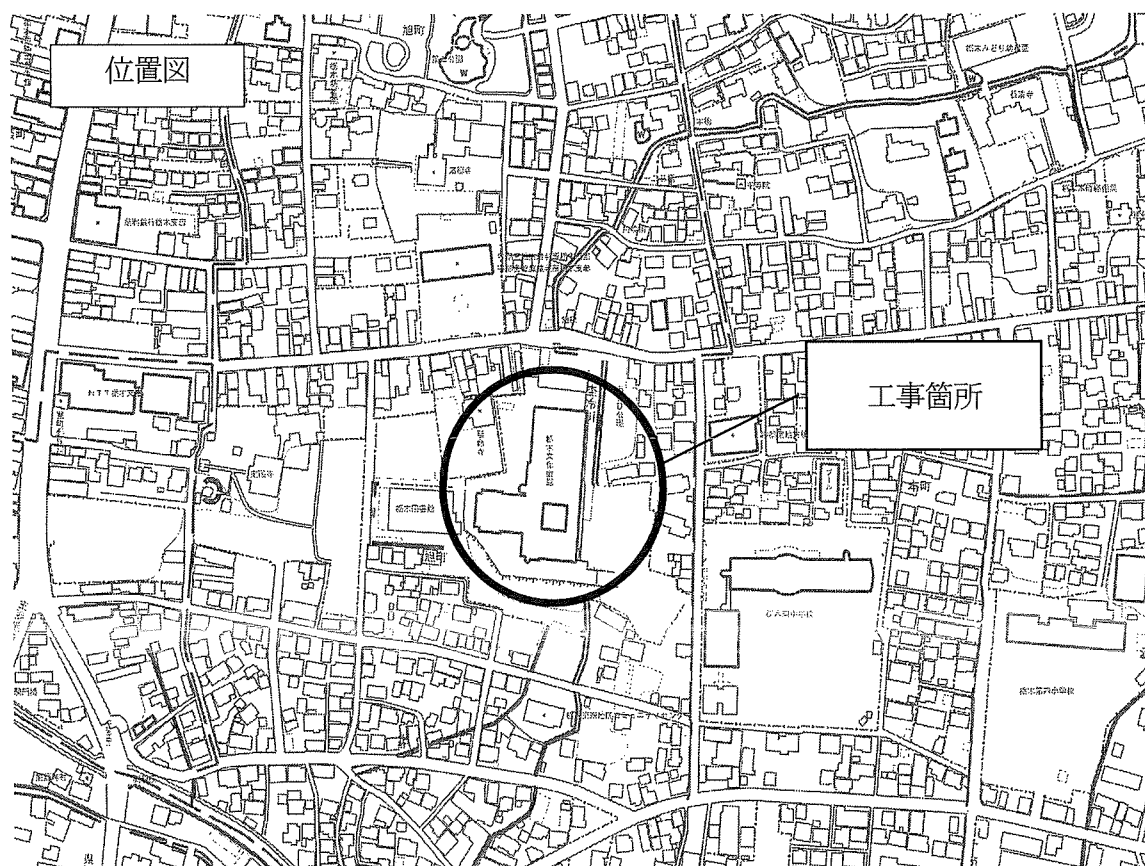
工事概要 建築工事

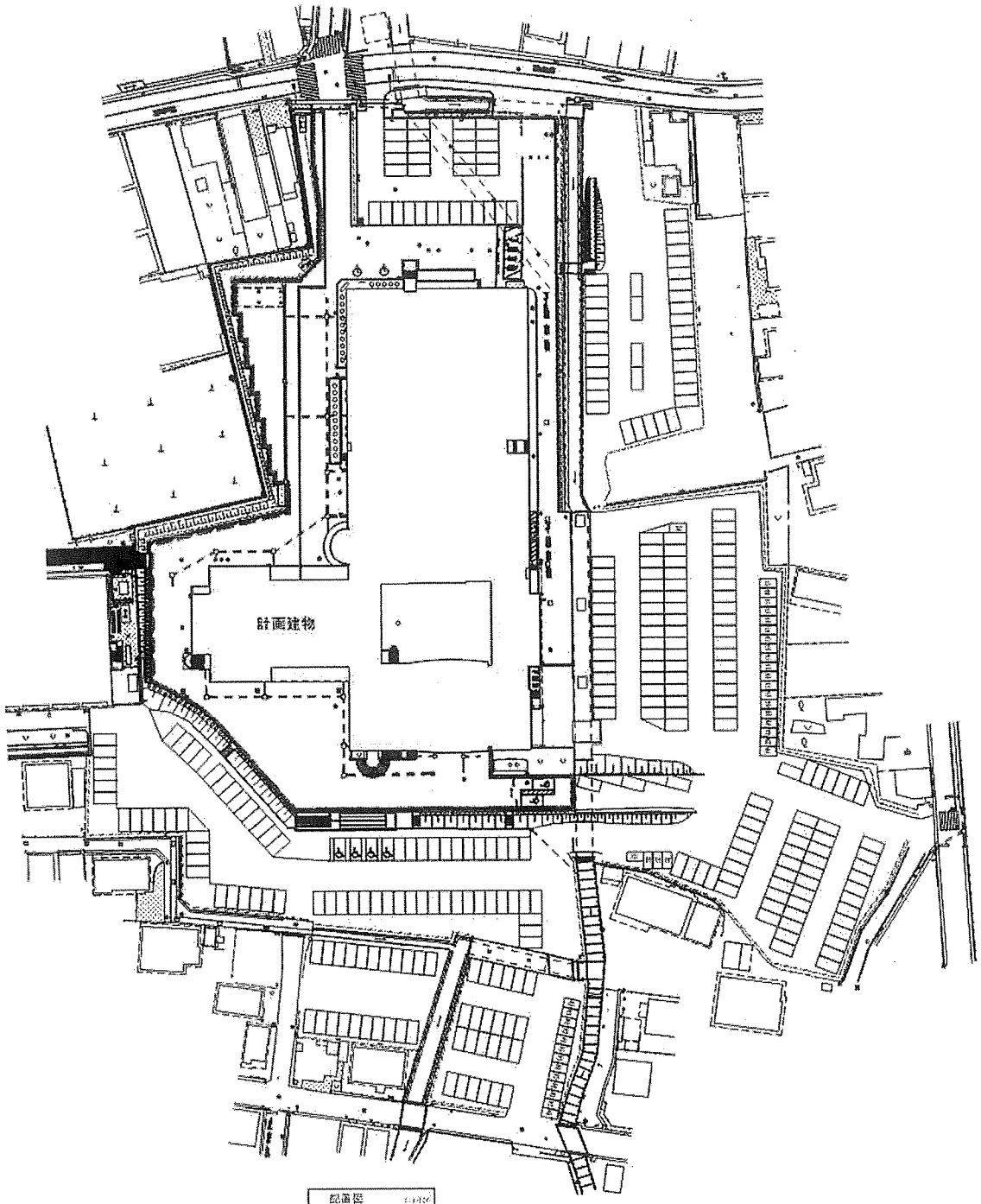
建築改修工事一式（外装改修、天井改修、客席改修等）

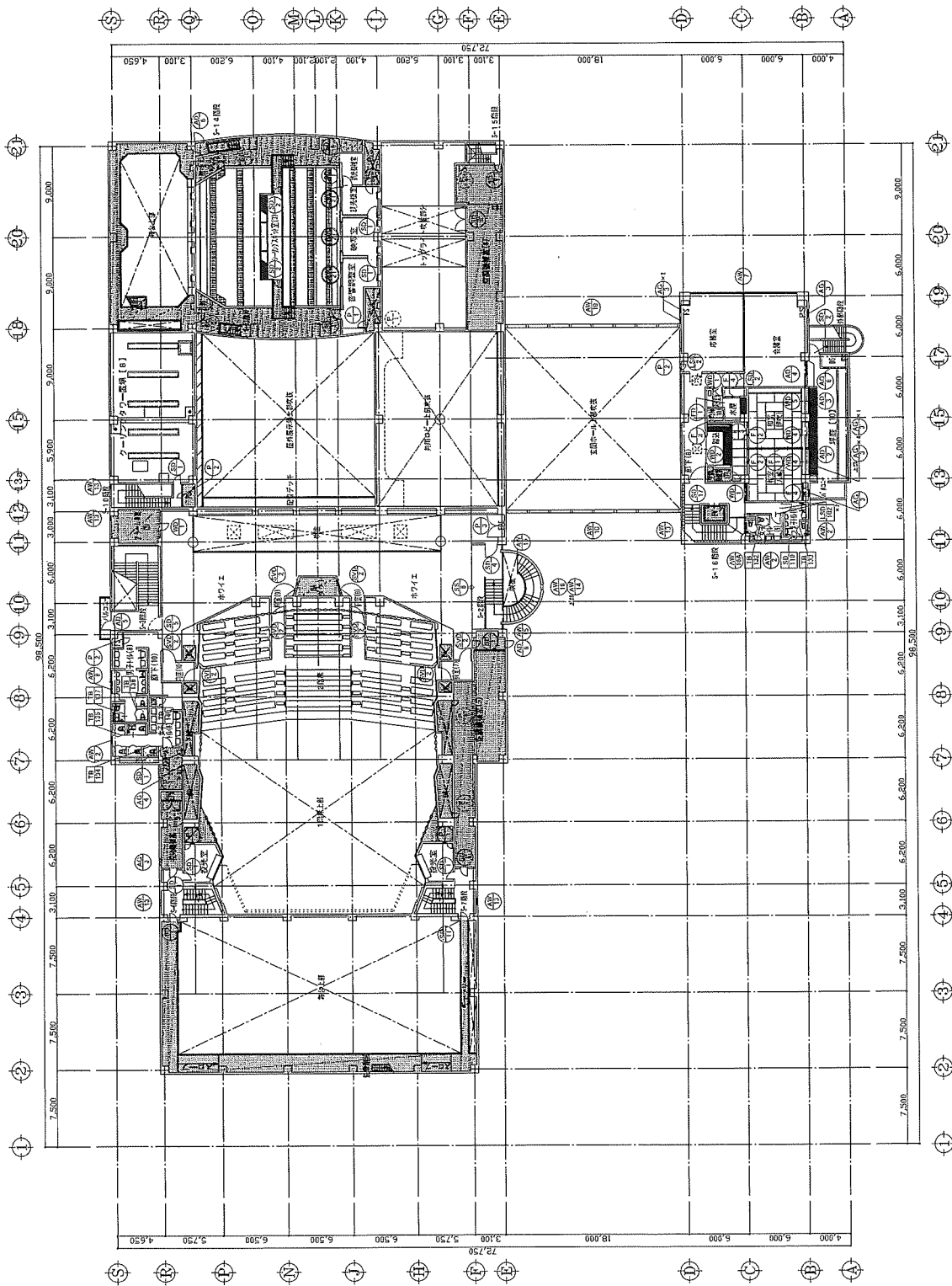
構内舗装改修、あさひ公園駐車場整備 一式

工事名 栃木文化会館大規模改修建築工事

工事箇所 栃木市旭町地内

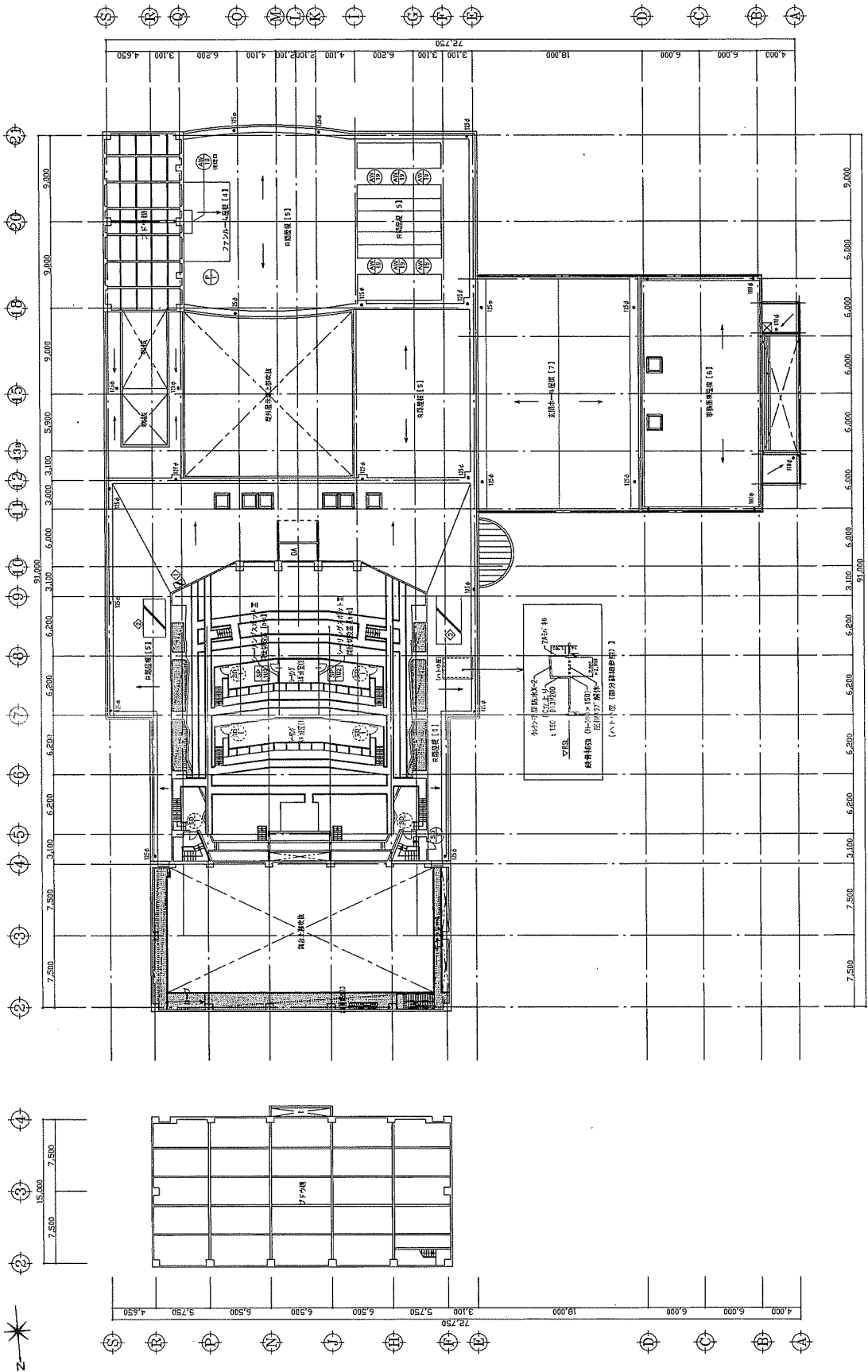






(改定後)3階平面図 (1/100)

凡例	<p>○ 新設 (作付)</p> <p>□ 既存のまま (改定前)</p> <p>○ 撤去 (作付)</p>
改	<p>a. 仕上げ新設</p> <p>b. 窓等の仕上げ新設</p> <p>c. 下地新設</p> <p>d. 回廊の下地新設</p> <p>e. 窓等の改め入</p> <p>f. 既存のまま</p>
修	<p>外部仕上材: 鉄骨部リターンリング付ガラス貼付 (貼付)</p> <p>外部仕上材: 鉄骨部リターンリング付ガラス貼付 (貼付)</p> <p>内部仕上材: 床の化粧板、柱巻板</p> <p>内部仕上材: 窓 (作付)</p> <p>内部仕上材: ガラスリターンリング付ガラス貼付 (貼付)</p>
後	<p>既存のまま (改定前)</p> <p>撤去 (作付)</p> <p>既存のまま (改定前)</p>



(改修後)口部平面図 3rd FLOOR

凡例	<p>■ 既存のまま (改修前)</p> <p>□ 既存のまま (改修後)</p> <p>○ 新設 (付帯)</p> <p>○ 外部アルミ建具、緑化用リネーリング打付等、他、ガラスコーティング打付等、S1-1</p> <p>○ 外部断熱材付、断熱用リネーリング打付等、断熱、遮熱、他、他</p> <p>○ 内部断熱材付、断熱、遮熱、他、他</p> <p>○ 内部断熱材付、断熱、遮熱、他、他</p> <p>○ 内部断熱材付、断熱、遮熱、他、他</p>
改修	<p>a: 仕上げ新設</p> <p>b: 図面の仕上げ新設</p> <p>c: 下地新設</p> <p>d: 図面の下地新設</p> <p>e: 窓の強化</p> <p>f: 既存のまま</p>
仕様	<p>【仕様規定 凡例】</p> <p>◇ 100×600</p> <p>◇ 400×200</p> <p>◇ 500×200</p> <p>200 300</p>

(文化課)

議案第68号

工事請負契約の締結について

提案理由

工事請負契約を栃木市今泉町2丁目13番28号ホリエ・永山特定建設工事共同企業体代表者ホリエ電設工業株式会社代表取締役堀江貴浩と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第67号と同じ。

(参考)

工 事 名 栃木文化会館大規模改修電気設備工事

工事場所 栃木市旭町地内

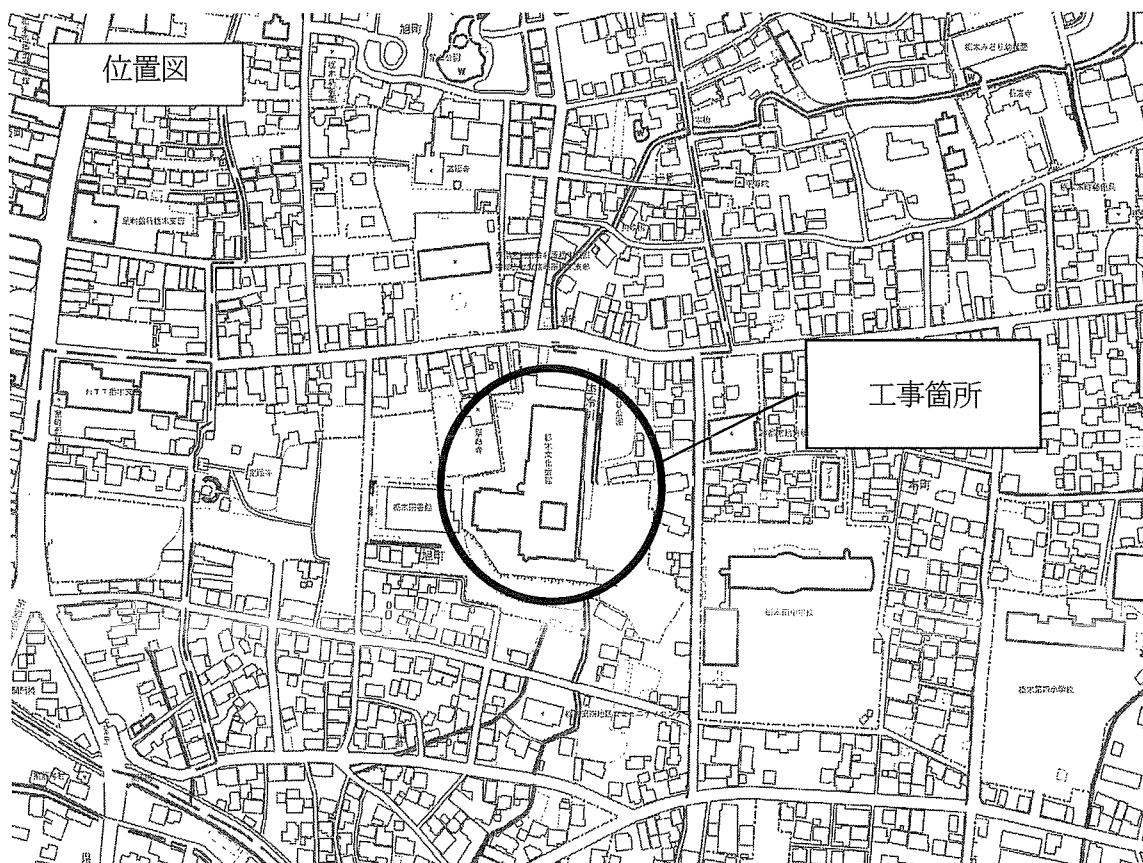
工事概要 電気設備工事

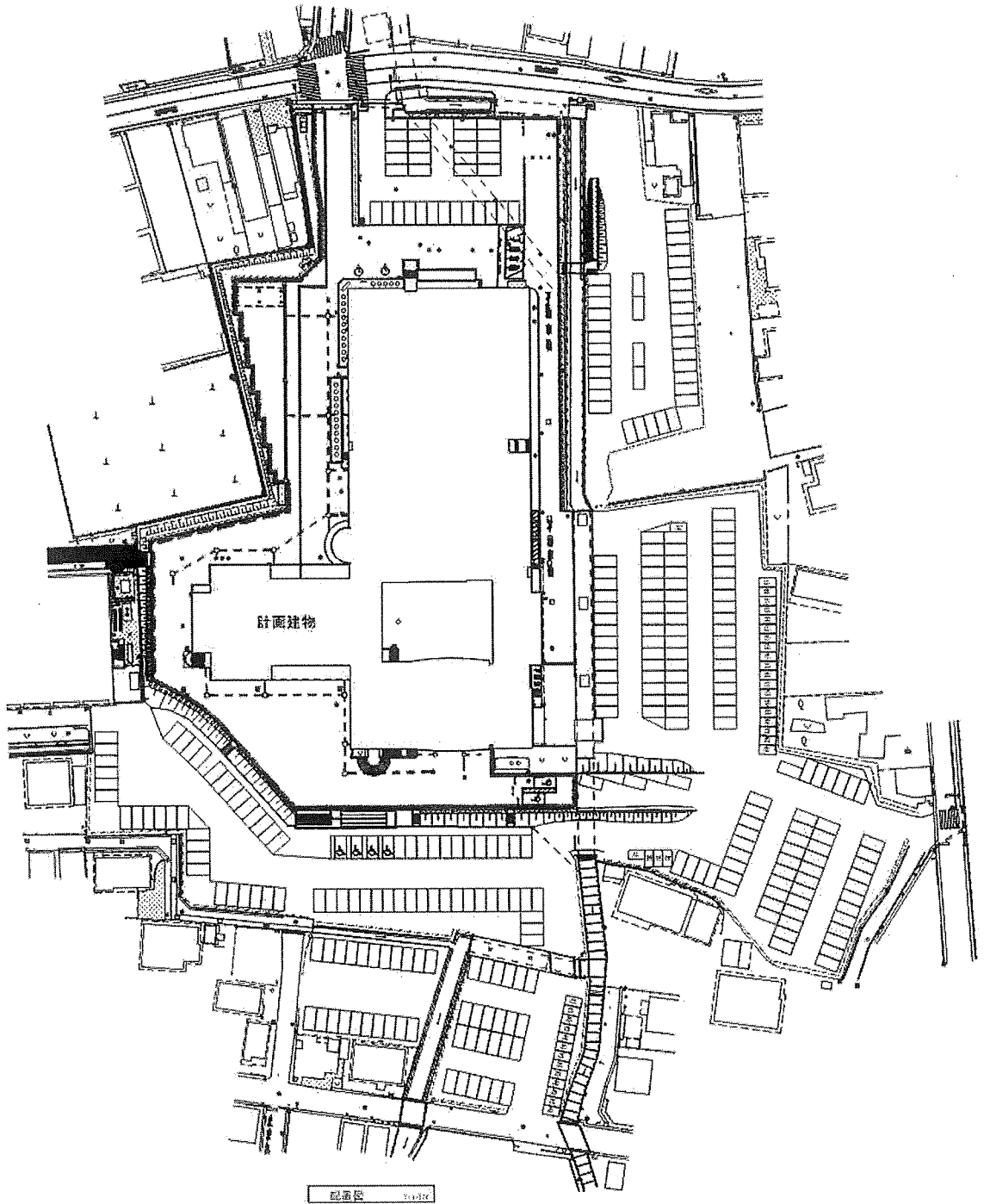
電気設備改修工事一式

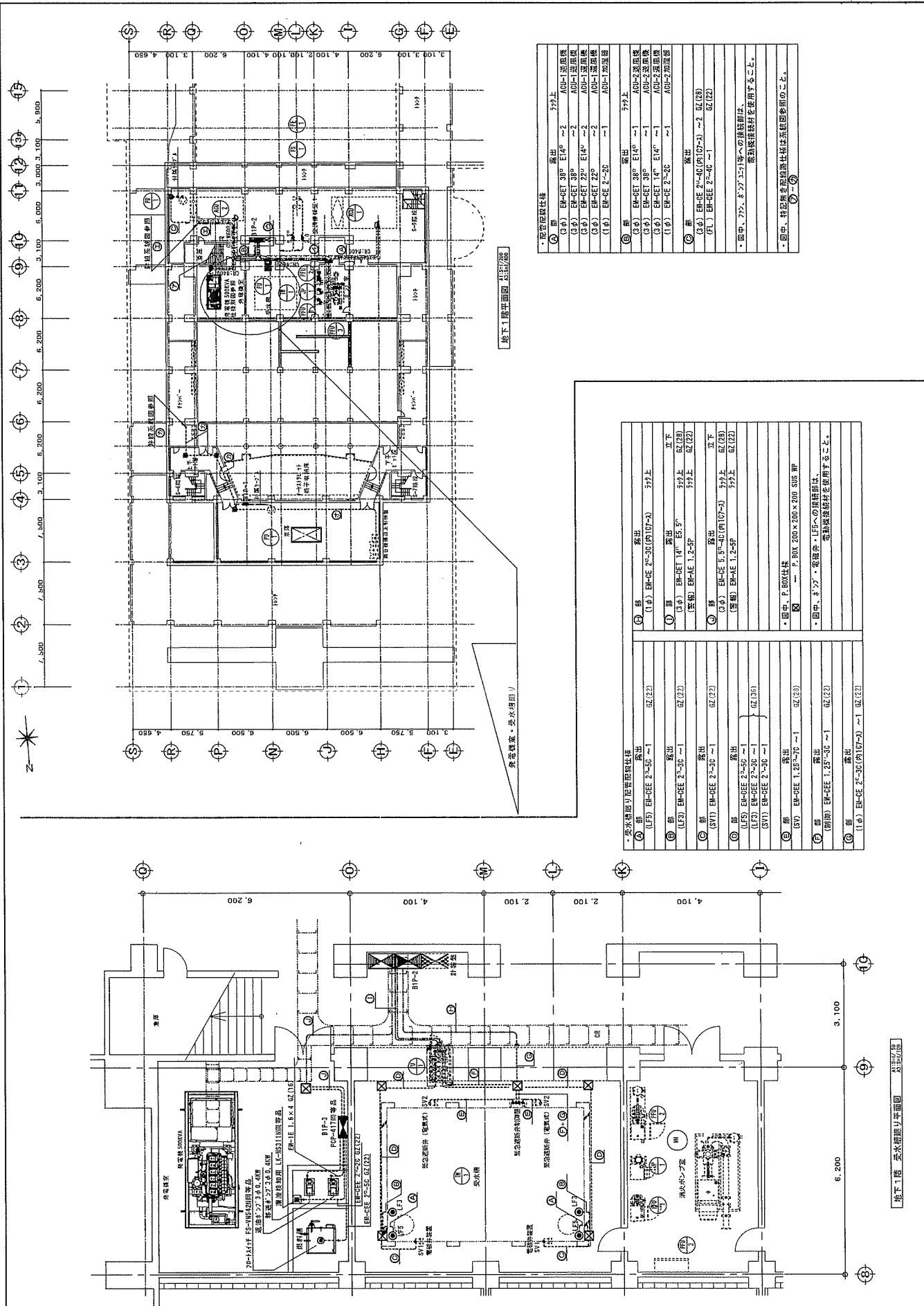
(自家用発電機、太陽光発電設備設置、照明器具LED化等)

工事名 栃木文化会館大規模改修電気設備工事

工事箇所 栃木市旭町地内







配管配線仕様

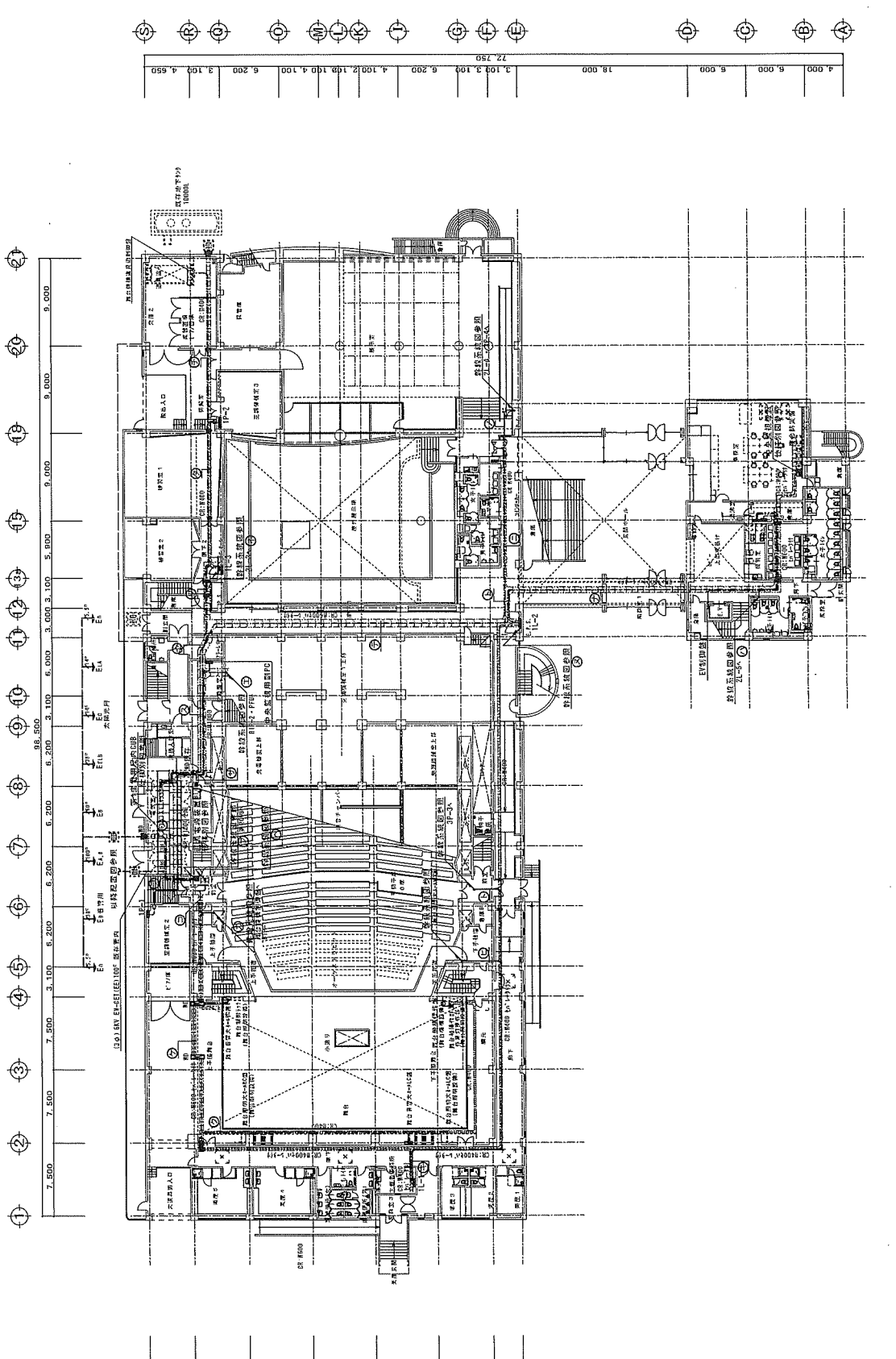
① 部	配出	7F上
(G6)	EM-DEE 38° E14° ~2	ADH-1送風機
(G6)	EM-DEE 38° E14° ~2	ADH-1送風機
(G6)	EM-DEE 72° E14° ~2	ADH-1送風機
(G6)	EM-DEE 72° E14° ~2	ADH-1送風機
(107)	EM-DEE 2°-20	ADH-1加湿器
② 部	配出	7F上
(G6)	EM-DEE 38° E14° ~1	ADH-2送風機
(G6)	EM-DEE 38° E14° ~1	ADH-2送風機
(G6)	EM-DEE 14° E14° ~1	ADH-2送風機
(10)	EM-DEE 2°-20	ADH-2加湿器
③ 部	配出	
(G6)	EM-DEE 2°-40(内107-3)	~2 GZ(20)
(FL)	EM-DEE 2°-40	~1 GZ(22)

・图中、7F、8F上1号への接続用は、電動減速機を使用すること。
 ・图中、特約屋多気配線仕様は系図参照のこと。
 ①-③

配管配線仕様

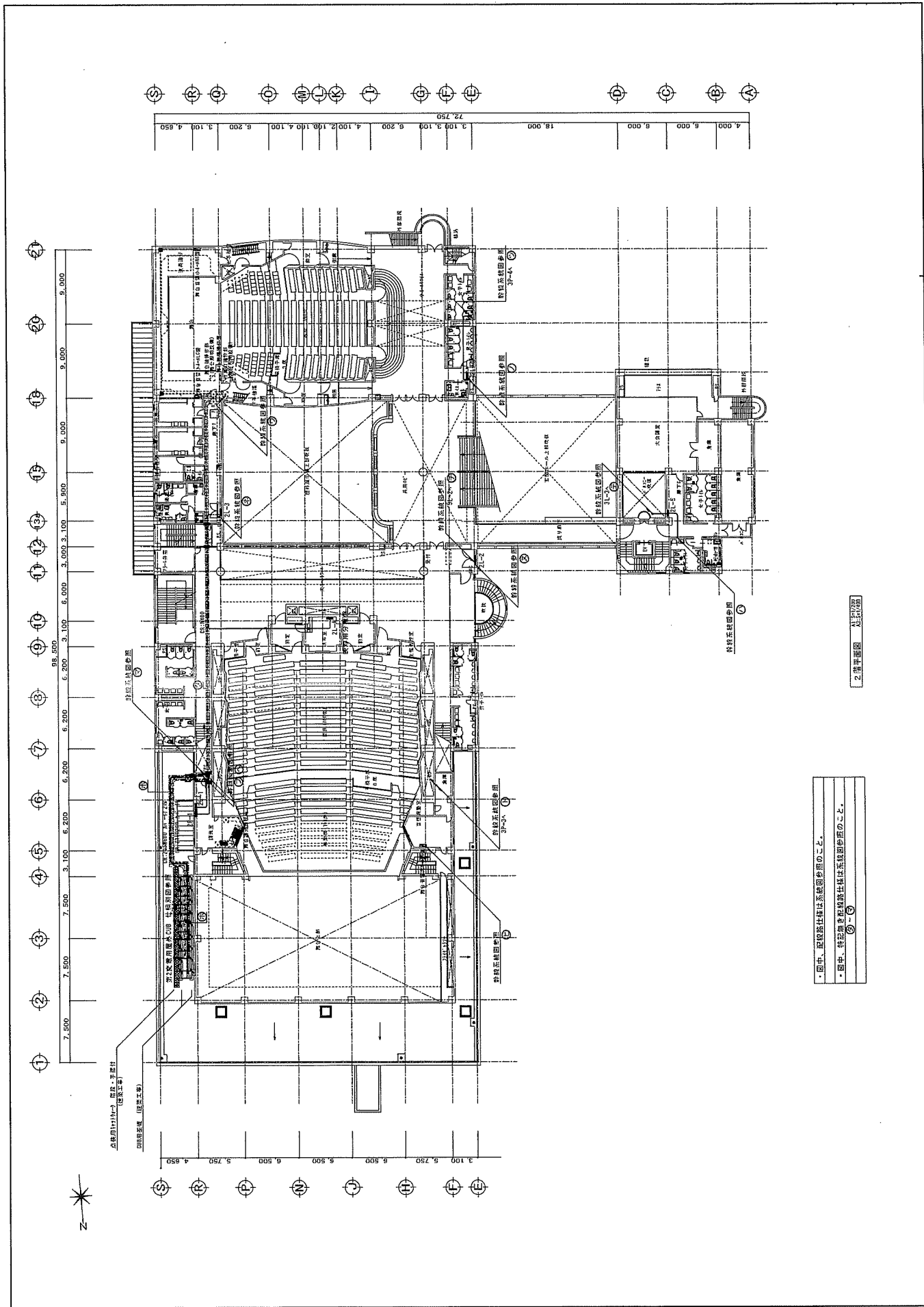
① 部	配出	7F上
(107)	EM-DEE 2°-30(内107-3)	7F上
② 部	配出	7F上
(G6)	EM-DEE 14° E5.5°	GZ(20)
(G6)	EM-AE 1.2-5P	GZ(22)
③ 部	配出	
(S11)	EM-DEE 2°-30	~1 GZ(22)
(L15)	EM-DEE 2°-30	~1 GZ(22)
(L13)	EM-DEE 2°-30	~1 GZ(22)
(S11)	EM-DEE 2°-40	~1 GZ(20)
(S11)	EM-DEE 2°-40	~1 GZ(20)
④ 部	配出	
(S1)	EM-DEE 1.2E-70	~1 GZ(20)
⑤ 部	配出	
(S1)	EM-DEE 1.2E-70	~1 GZ(22)
(S1)	EM-DEE 1.2E-70	~1 GZ(22)

・图中、P. BOX仕様
 ④ P. BOX 200×200×200 SUS WP
 ・图中、7F・常備室-LF5への接続用は、電動減速機を使用すること。
 ①-⑤



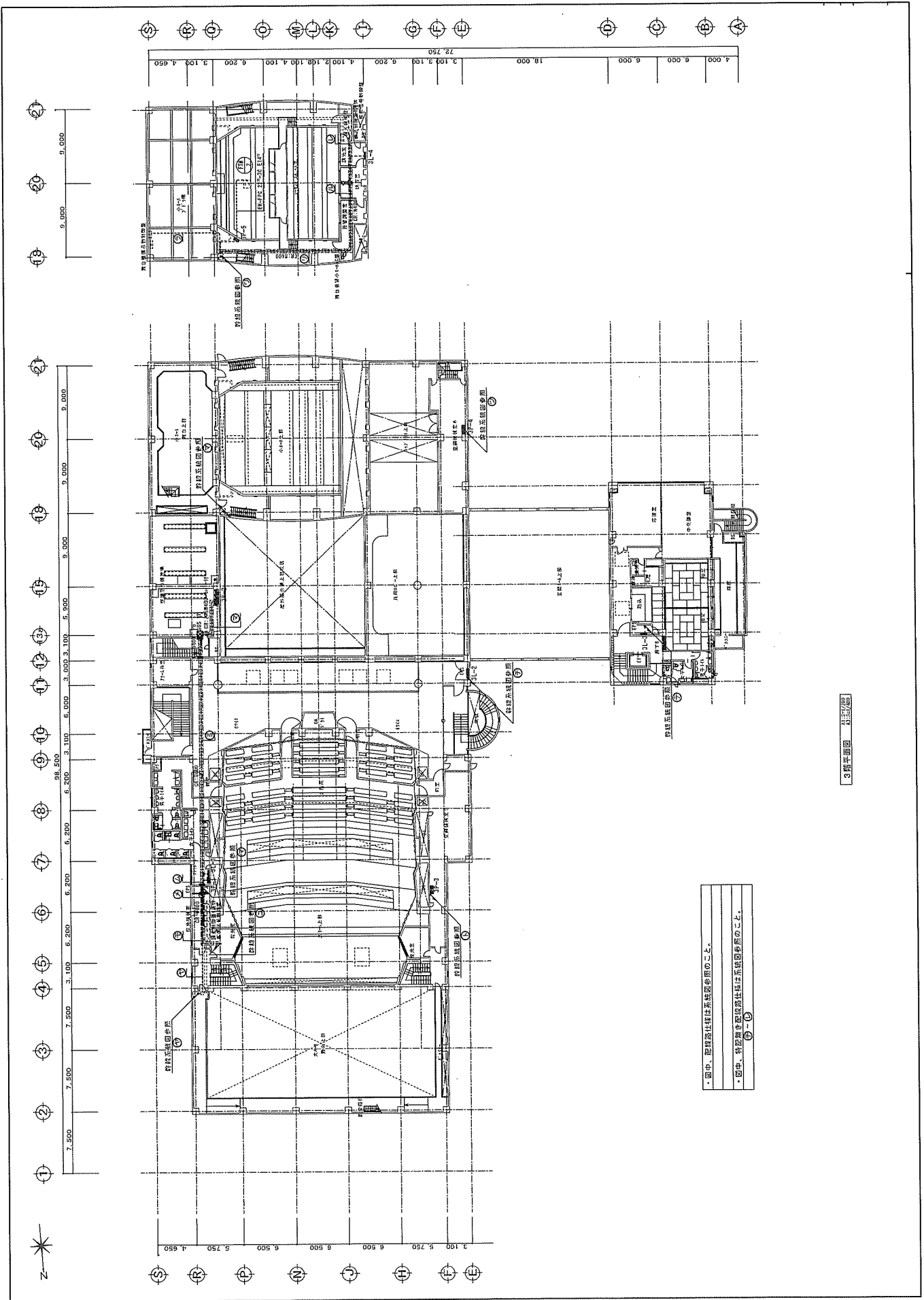
- ・ ① 图中、階段室は系統図参照のこと。
- ・ ② 图中、特定機器配設基体は系統図参照のこと。

1階平面図 右向き



・ 図中、仮設格納庫は系統図参照のこと。
 ・ 図中、特設場車配線格納庫は系統図参照のこと。
 ・ ① ②

2階平面図 1/2000



① 图中、既設窓仕舞は系統図参照のこと。
 ② 图中、特設扉窓仕舞は系統図参照のこと。
 ③ ④

3階平面図 単位/器

(文化課)

議案第69号

工事請負契約の締結について

提案理由

工事請負契約を栃木市大平町西水代2767番地トリタ・安藤特定建設工事共同企業体代表者トリタ設備工事株式会社代表取締役酉田淳と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第67号と同じ。

(参考)

工事名 栃木文化会館大規模改修機械設備工事

工事場所 栃木市旭町地内

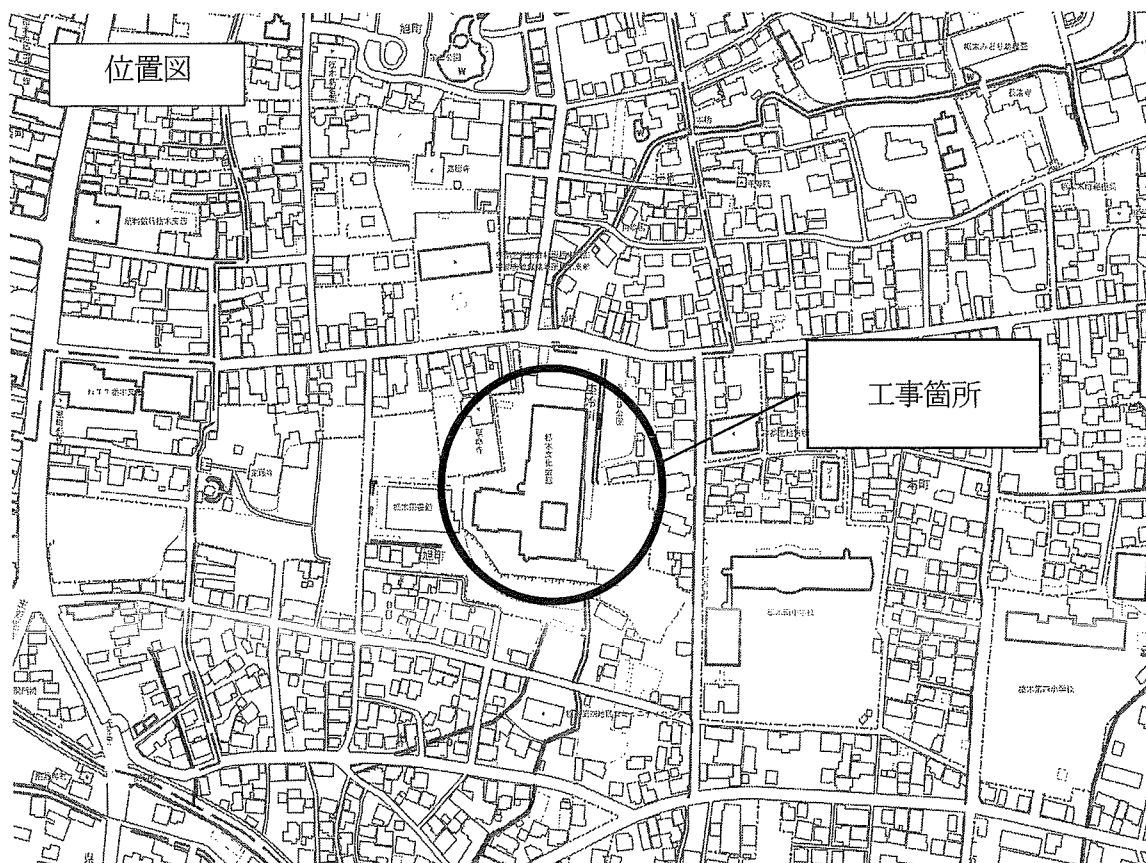
工事概要 機械設備工事

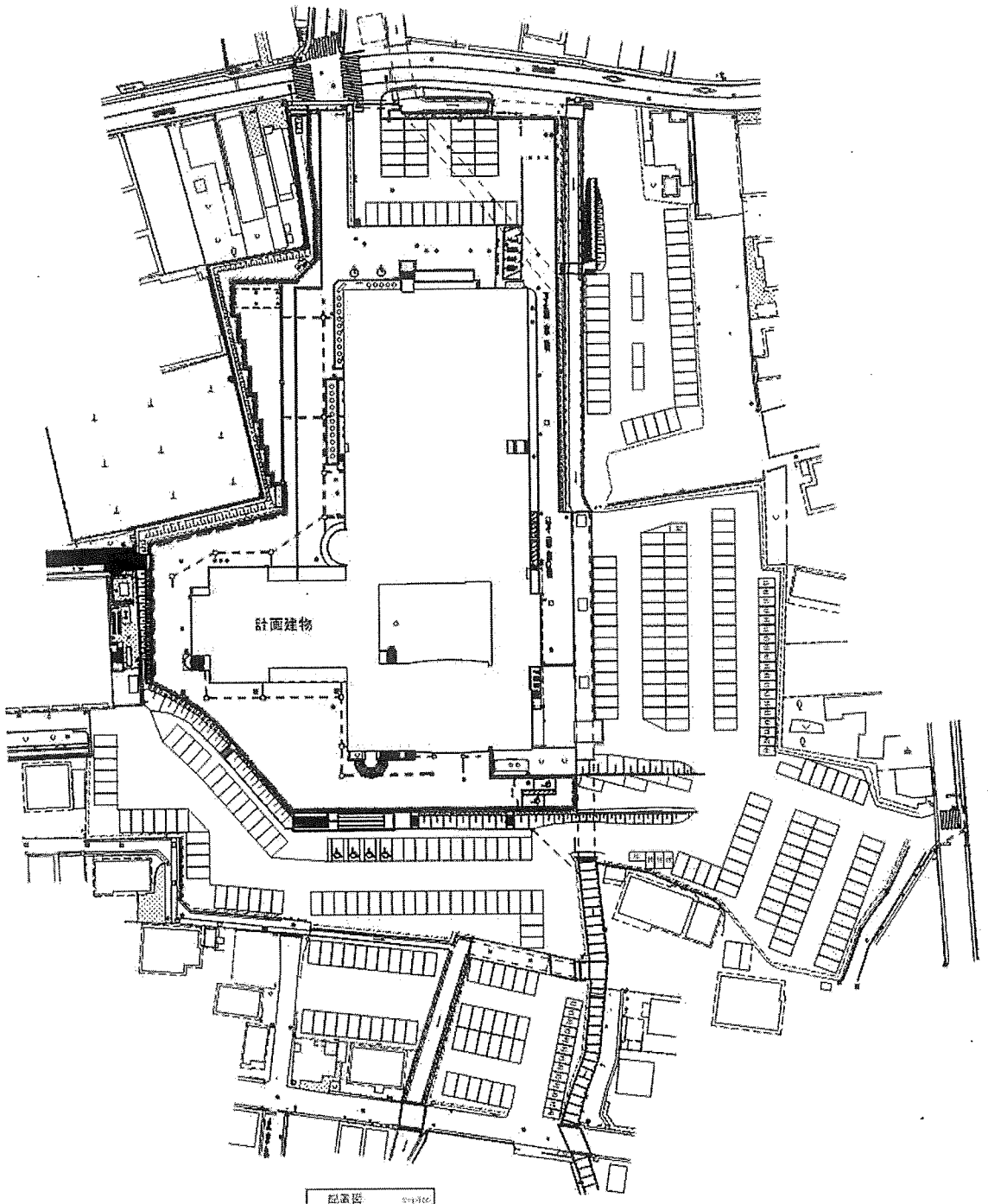
空気調和設備、給排水衛生設備改修工事一式

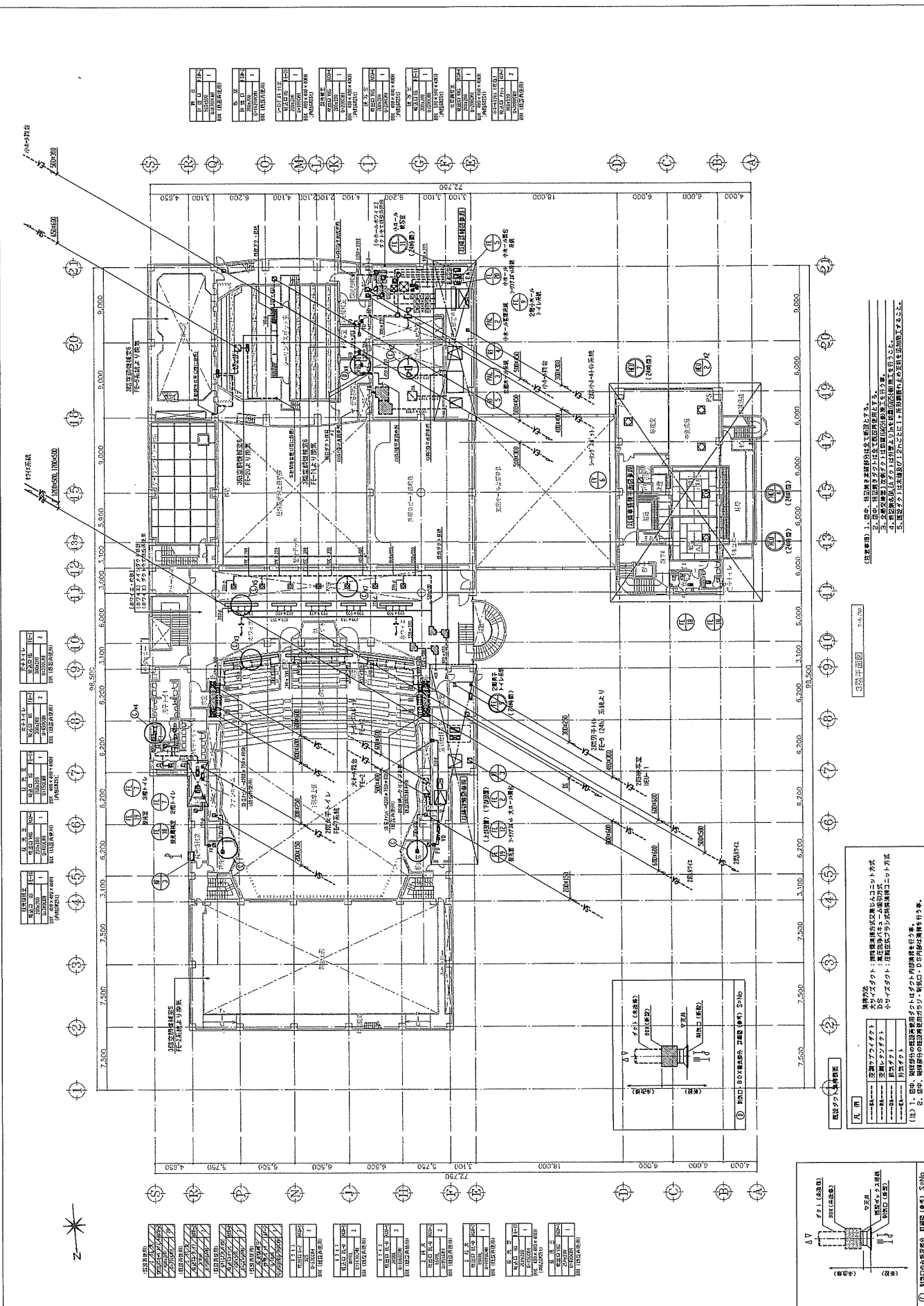
屋外給排水設備改修工事一式

工事名 栃木文化会館大規模改修機械設備工事

工事箇所 栃木市旭町地内







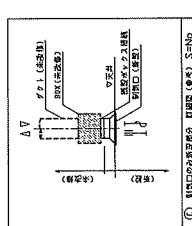
1	コンクリート	100	1
2	鉄筋コンクリート	100	1
3	鉄筋コンクリート	100	1
4	鉄筋コンクリート	100	1
5	鉄筋コンクリート	100	1
6	鉄筋コンクリート	100	1
7	鉄筋コンクリート	100	1
8	鉄筋コンクリート	100	1
9	鉄筋コンクリート	100	1
10	鉄筋コンクリート	100	1
11	鉄筋コンクリート	100	1
12	鉄筋コンクリート	100	1
13	鉄筋コンクリート	100	1
14	鉄筋コンクリート	100	1
15	鉄筋コンクリート	100	1

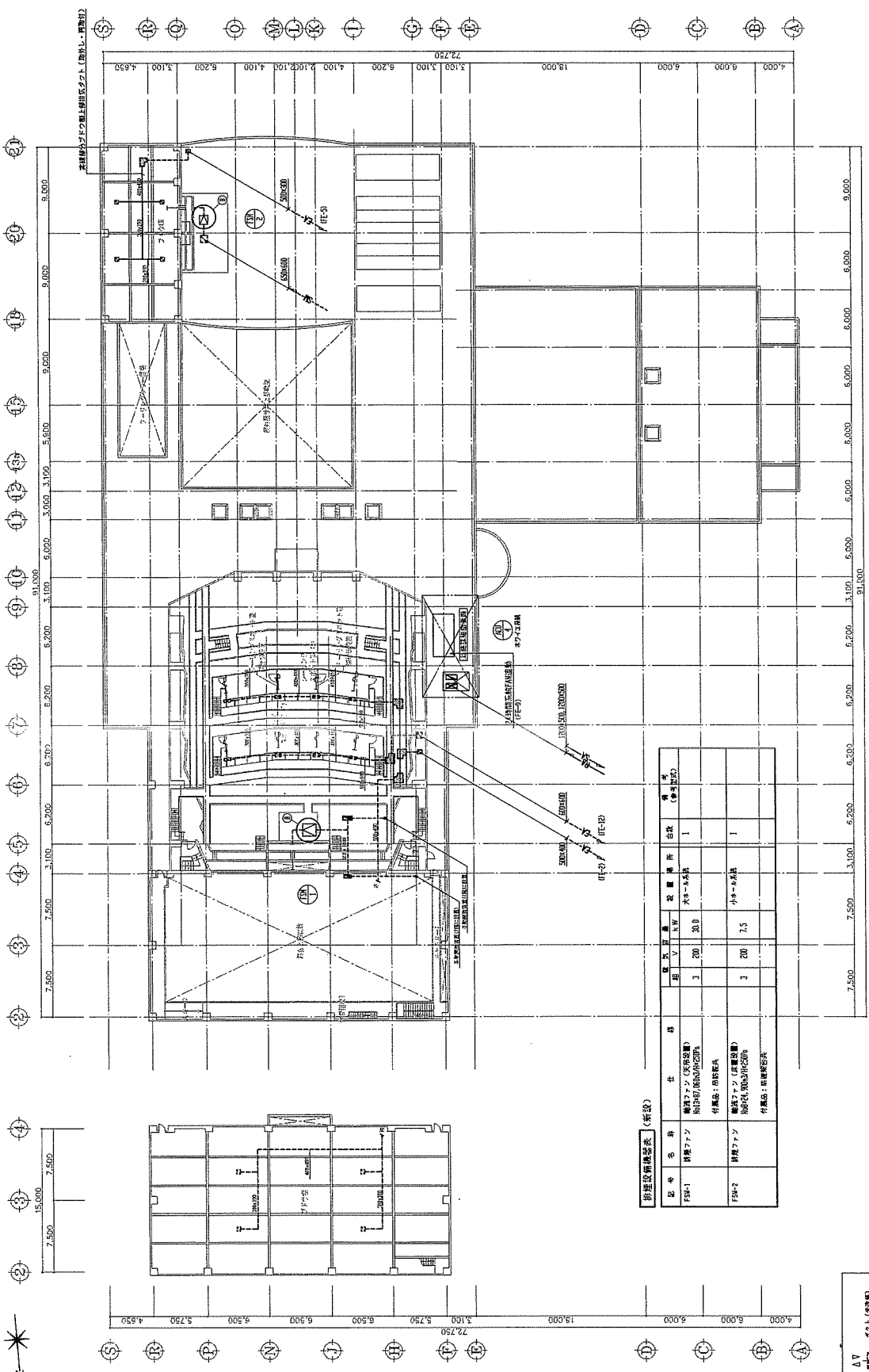
1	コンクリート	100	1
2	鉄筋コンクリート	100	1
3	鉄筋コンクリート	100	1
4	鉄筋コンクリート	100	1
5	鉄筋コンクリート	100	1
6	鉄筋コンクリート	100	1
7	鉄筋コンクリート	100	1
8	鉄筋コンクリート	100	1
9	鉄筋コンクリート	100	1
10	鉄筋コンクリート	100	1
11	鉄筋コンクリート	100	1
12	鉄筋コンクリート	100	1
13	鉄筋コンクリート	100	1
14	鉄筋コンクリート	100	1
15	鉄筋コンクリート	100	1

- (注) 1. 図中、付録表に記載の仕様が不明な場合は、
 2. 図中、付録表に記載の仕様が不明な場合は、
 3. 図中、付録表に記載の仕様が不明な場合は、
 4. 図中、付録表に記載の仕様が不明な場合は、
 5. 図中、付録表に記載の仕様が不明な場合は、

図 10 基礎平面図

- (注) 1. 図中、付録表に記載の仕様が不明な場合は、
 2. 図中、付録表に記載の仕様が不明な場合は、
 3. 図中、付録表に記載の仕様が不明な場合は、
 4. 図中、付録表に記載の仕様が不明な場合は、
 5. 図中、付録表に記載の仕様が不明な場合は、

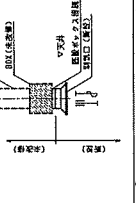
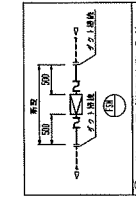




- (注) 1. 図中、斜線部は配管の設置位置を示す。
 2. 図中、斜線部は配管の設置位置を示す。
 3. 図中、斜線部は配管の設置位置を示す。
 4. 図中、斜線部は配管の設置位置を示す。
 5. 図中、斜線部は配管の設置位置を示す。

空調機設置位置

- (注) 1. 図中、斜線部は配管の設置位置を示す。
 2. 図中、斜線部は配管の設置位置を示す。



配管設備品目表 (単位)

記号	品名	仕 様	数	電 圧	電 流	電 力	注 意
F01-1	排熱ファン	機種: 排熱ファン 定格電圧: 100V/50/60Hz	1	200	30.0	30.0	1
F01-2	排熱ファン	機種: 排熱ファン 定格電圧: 100V/50/60Hz	1	200	7.5	7.5	1

材料表

品名	仕 様	数	単位
配管
...

材料表

品名	仕 様	数	単位
...
...

(文化課)

議案第70号

工事請負契約の締結について

提案理由

工事請負契約を東京都新宿区新宿4丁目3番17号三精テクノロジーズ・パナソニックEWエンジニアリング特定建設工事共同企業体代表者三精テクノロジーズ株式会社東京支店東京支店長石丸知弘と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第67号と同じ。

(参考)

工事名 栃木文化会館大規模改修舞台設備工事

工事場所 栃木市旭町地内

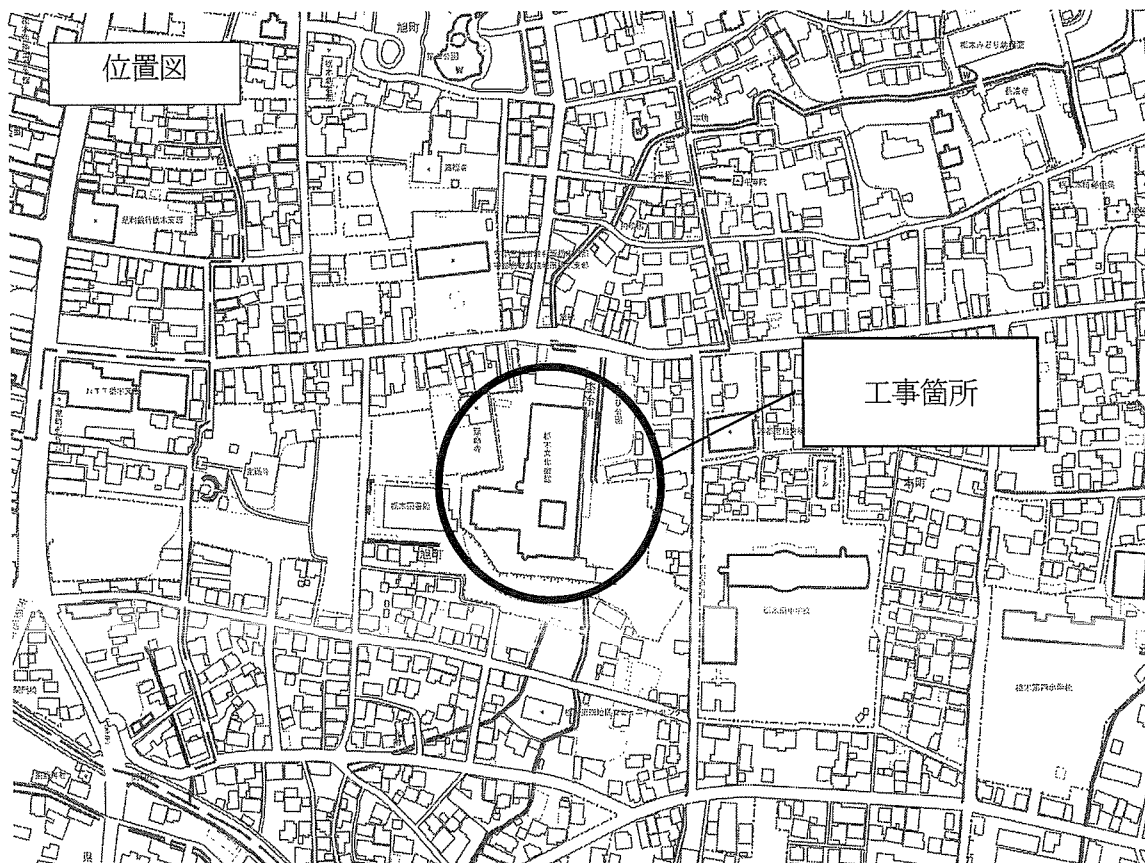
工事概要 舞台設備工事

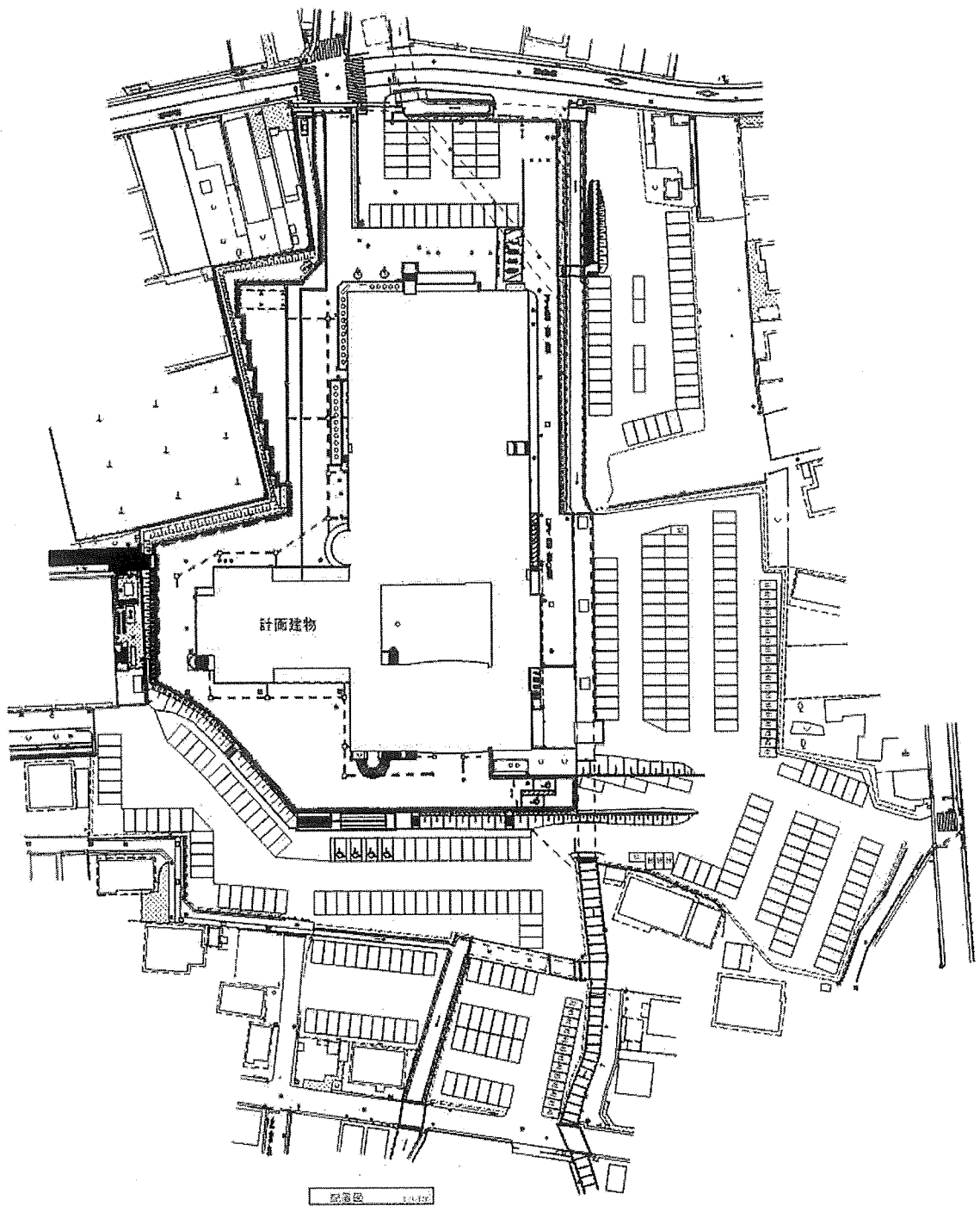
大ホール・小ホール舞台設備改修工事一式

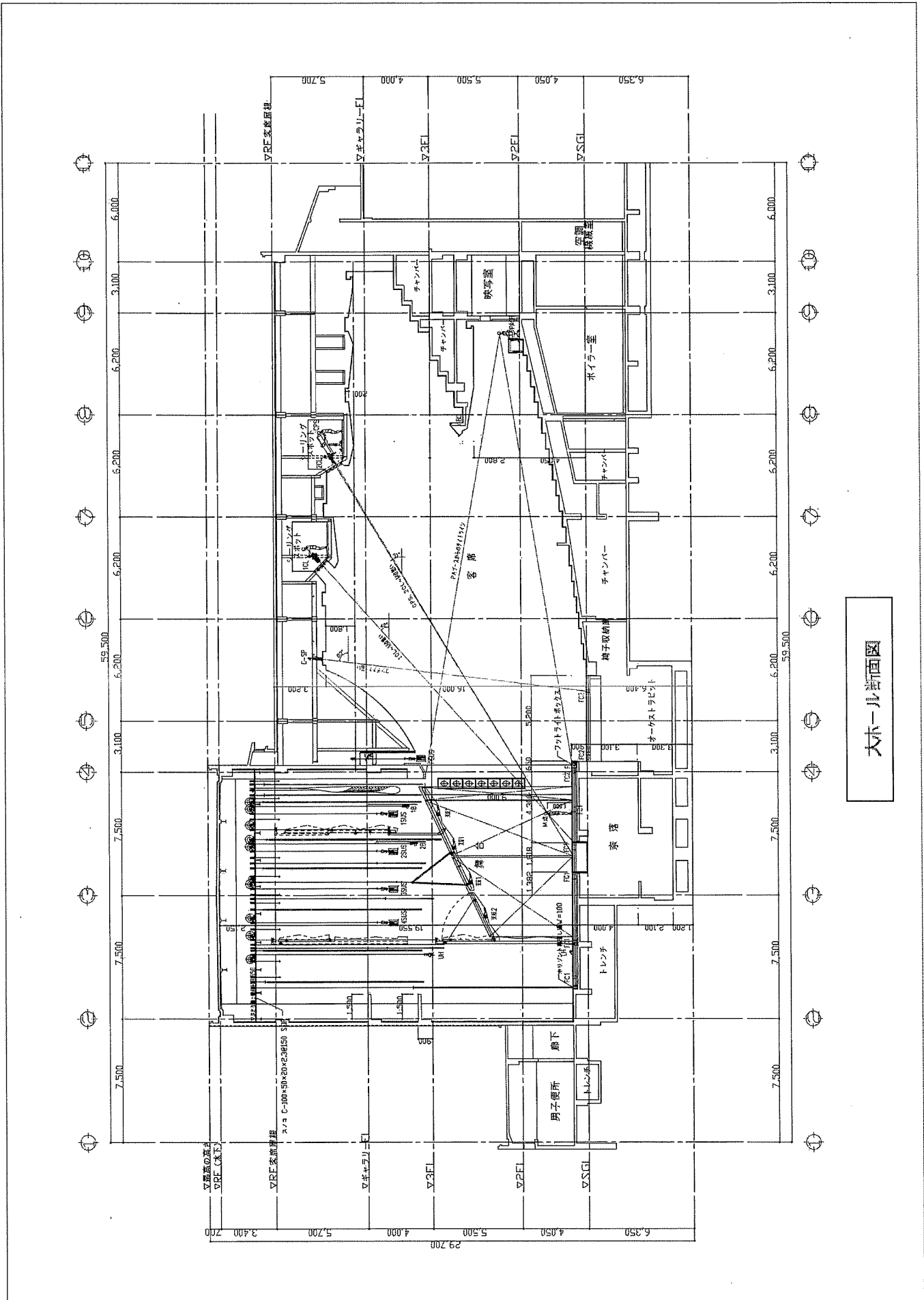
(舞台機構、照明、音響、映像設備等)

工事名 栃木文化会館大規模改修舞台設備工事

工事箇所 栃木市旭町地内

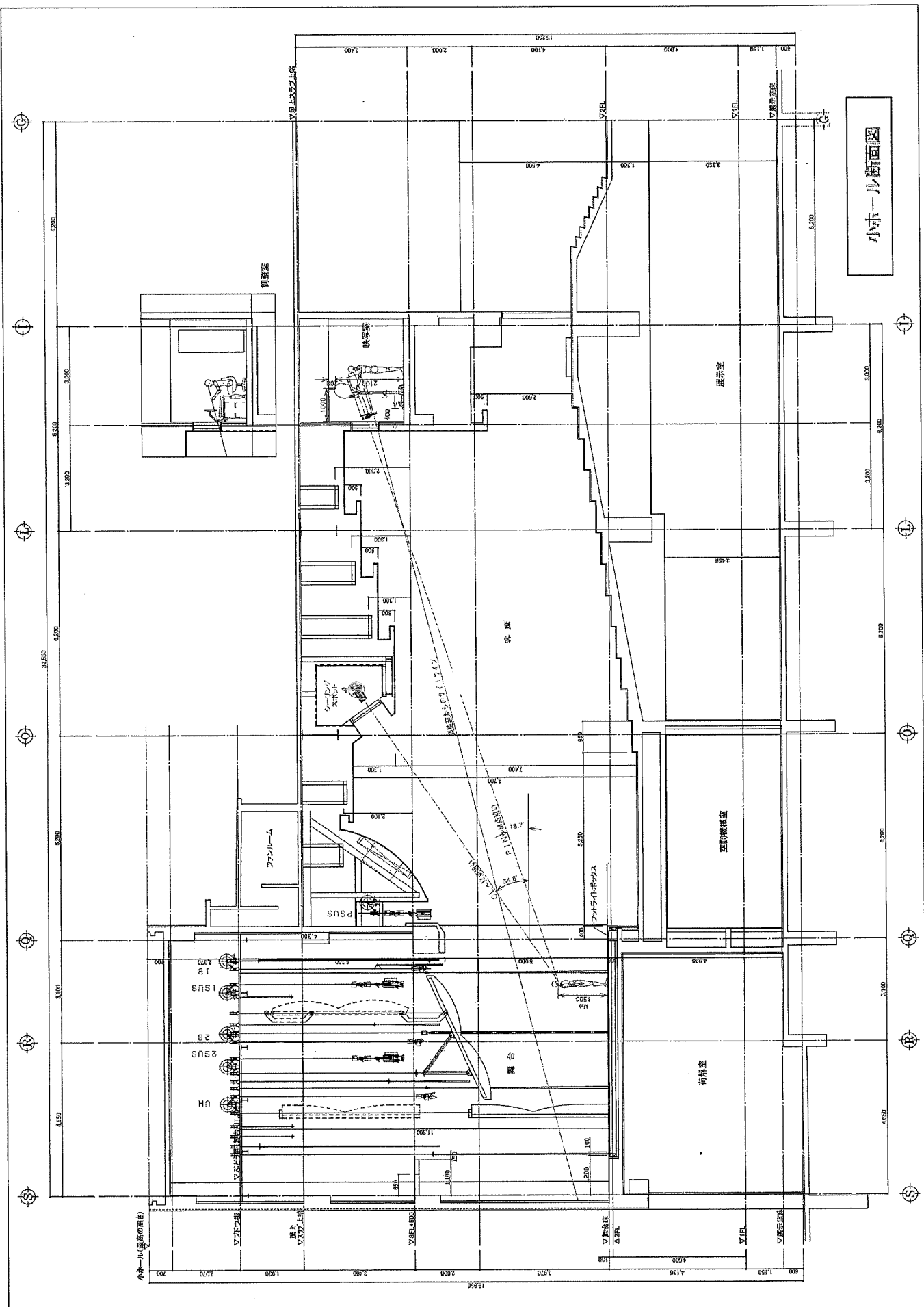






大ホール断面図

小ホール断面図



財産の取得の変更について

提案理由

令和7年第2回栃木市議会定例会において、議案第73号として議決を経た財産の取得の内容の一部に変更が生じるので、議会の議決を求めるもの。

◎変更の理由

学校の統合に伴う財産の表示の変更

変更前	中学校屋内運動場（吹上中学校外2校）空調設備
変更後	中学校屋内運動場（栃木北中学校外2校）空調設備

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(参考)

取得施設 栃木北中学校、都賀中学校、西方中学校

取得方法 指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約

(契約期間満了後の無償譲渡)

設置期間 契約締結日から令和7年8月31日まで

賃貸借期間 令和7年9月1日から令和17年8月31日まで(10年間)

取得予定価格 108,517,200円

取得相手 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目9番6号

NTT・TCリース株式会社関東支店

支店長 白井 淳

(農林整備課)

議案第72号

訴えの提起について

提案理由

市が管理する河川内に盛土を行った隣接土地所有者に対し、市が実施した盛土撤去等に要した費用の支払いを求める損害賠償請求に係る訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(11) 略

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被

告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁判に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

(13) 以下略

位置図

(※個人情報保護のため、一部非公開にしています。)

(農林整備課)

議案第73号

土地改良事業の施行について

提案理由

決壊による水害から市民の生命及び財産を保護するため、農村地域防災減災事業の施行に当たり、鷺巣溜(下)地区緊急防災工事計画の概要を定めることについて、土地改良法第96条の4第1項において準用する同法第87条の4第2項の規定により議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

土地改良法抜粋

(急施の場合)

第87条の4 第85条から前条までに規定するもののほか、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第9条第5号に規定する脆弱性評価の結果を踏まえて農業用排水施設の地震又は豪雨に対する安全性の向上を図るために、又は農業用排水施設が老朽化したこと若しくは地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがあるために、急速に次の各号に掲げる土地改良事業(当該土地改良事業により、当該各号に定める農業用排水施設が有している本来の機能を維持し、又は代替することを目的とし、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域内にある

土地について第3条に規定する資格を有する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものに限る。)を行う必要があると認める場合には、国又は都道府県は、緊急防災等工事計画を定めて当該土地改良事業を行うことができる。

- (1) 農業用排水施設の変更を内容とする第2条第2項第1号の土地改良事業 当該変更に係る農業用排水施設
 - (2) 既存の農業用排水施設に代わるこれと同様の機能を有する農業用排水施設（次項において「代替農業用排水施設」という。）の新設（当該新設に附帯して行う当該既存の農業用排水施設の変更又は廃止を含む。）を内容とする第2条第2項第1号の土地改良事業 当該既存の農業用排水施設
- 2 前項の規定により緊急防災等工事計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、その緊急防災等工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設又は代替農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに、その土地改良事業による変更後の農業用排水施設又は代替農業用排水施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその農業用排水施設の管理者とする旨を定めるときにあつては、その者と協議しなければならない。

3・4 略

(土地改良事業の開始)

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2～7 略

(準用規定)

第96条の4 第96条の2第1項の規定により行う土地改良事業には、第36条第1項及び第5項から第8項まで、第36条の3第1項、第47条、第50条、第52条第1項から第3項まで、第5項前段及び第6項から第9項まで、第52条の2から第55条まで、第57条本文、第57条の2第1項から第3項まで、第57条の3、第58条から第65条まで、第87条の3、第87条の4第1項、第2項及び第4項、第87条の5、第88条第15項から第20項まで、第90条第4項及び第7項、第91条第1項ただし書並びに第93条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	略	略
第87条の4第2項	あらかじめ	あらかじめ、市町村の議会の議決を経て
	必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに	必要な事項について
略	略	略

(人 事 課)

議案第74号

副市長の選任につき同意を求めることについて

提案理由

副市長 増山昌章氏が令和8年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を副市長に選任することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

第162条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

増山昌章氏の略歴

住 所 栃木市大平町蔵井1083番地1

生年月日 昭和37年9月21日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

提案理由

固定資産評価員に選任されている増山昌章氏の副市長の任期が令和8年6月30日をもって満了するため、引き続き同氏を固定資産評価員に選任することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

地方税法抜粋

(固定資産評価員の設置)

第404条 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。

- 2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。
- 3 以下略

増山昌章氏の略歴

住 所 栃木市大平町蔵井1083番地1

生年月日 昭和37年9月21日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

